

御前崎市一次避難所改修支援事業費補助金交付要綱（令和4年3月29日告示第69号）

最終改正:令和5年7月11日告示第133号

改正内容:令和5年7月11日告示第133号 [令和5年7月11日]

○御前崎市一次避難所改修支援事業費補助金交付要綱

令和4年3月29日告示第69号

改正

令和5年7月11日告示第133号

御前崎市一次避難所改修支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地域の共助力を高め、災害に強いまちづくりを推進するため、災害等に際して地域で開設する一次避難所の避難者受入れに必要な施設改修を行う自主防災組織に対し、予算の範囲内において、御前崎市一次避難所改修支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、御前崎市補助金等交付規則（平成16年御前崎市規則第37号）及びこの告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 一次避難所 御前崎市地域防災計画で指定された一次避難所をいう。

(2) 自主防災組織 市内の自主防災会及び方面隊をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、自主防災組織の代表者とする。

(補助対象施設)

第4条 補助金の対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）は、一次避難所とする。

2 補助対象施設に該当する補助金の交付は、1自主防災組織当たり1回限りとする。

3 補助対象施設が、補助対象者の管理する施設でない場合は、当該施設を管理する者の同意を得るものとする。

(補助対象事業)

第5条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表に掲げる事業とする。ただし、既に他の補助金等の交付を受けているものを除く。

(補助対象経費)

第6条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる事業に応じた補助対象経費とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、予算の範囲内において別表に掲げる事業に応じた補助金の額とし、1自主防災組織当たり100万円を限度とする。

2 前項に規定する補助金の額に1万円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、御前崎市一次避難所改修支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、事業着手前に市長に提出しなければならない。

(1) 実施計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 補助対象者の管理する施設でない場合は、当該施設を管理する者の同意書（様式第4号）

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定により申請書の提出があった場合は、速やかに事業の目的及び内容並びに関係書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、御前崎市一次避難所改修支援事業費補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する通知に必要な条件を付すことができる。

(計画変更の承認等)

第10条 前条第1項の規定により交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、事業の内容等を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、御前崎市一次避難所改修支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

(1) 補助対象経費又は交付決定がされた額の20パーセント以内の変更をしようとする場合

(2) その他市長が認める軽微な変更

2 市長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、速やかに承認の可否を決定し、御前崎市一次避難所改修支援事業費補助金変更承認通知書（様式第7号）により当該補助事業者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第11条 補助事業者は、事業が完了したときは、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、御前崎市一次避難所改修支援事業費補助金実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績調書（様式第9号）

(2) 収支決算書（様式第10号）

(3) 契約書及び領収書の写し

- (4) 写真(着工前、工事中及び完成)
- (5) その他市長が必要と認める書類
- (補助金の額の確定及び補助金の交付)

第12条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の額を確定し、速やかに御前崎市一次避難所改修支援事業費補助金確定通知書(様式第11号)により補助事業者に通知するものとする。

2 前項に規定する通知を受けた補助事業者が補助金の交付を請求しようとするときは、御前崎市一次避難所改修支援事業費補助金交付請求書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する請求書により補助金を交付するものとする。ただし、市長が認めるときは、概算払により交付することができる。

4 前項ただし書の規定により、概算払を受けようとする補助事業者は、御前崎市一次避難所改修支援事業費補助金概算払交付請求書(様式第13号)に概算払を必要とする理由を付して、市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第13条 申請者が虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けた場合又は補助事業者が補助金を他の用途に使用し、当該補助対象事業に関する補助金の決定内容若しくはこれに基づく市長の処分等命令に違反した場合は、補助金の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消し、又はその額を減額した場合で、既に補助金の全部又は一部が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第14条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した動産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないで当該補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、御前崎市一次避難所改修支援事業財産処分申請書(様式第14号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、速やかに承認の可否を決定し、御前崎市一次避難所改修支援事業財産処分承認通知書(様式第15号)により当該補助事業者に通知するものとする。

4 補助事業者は、天変地異その他補助事業者の責に帰さない理由により、補助対象となったものが毀損し、又は滅失したとき。

5 市長は、承認を受けて財産を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

6 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、当該事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、効率的な運用を図らなければならない。

(書類の保管)

第15条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、当該補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならぬ。

(報告及び調査)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は関係職員を派遣して帳簿その他関係書類を調査させることができ。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付決定された補助金については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

附 則(令和5年7月11日告示第133号)

この告示は、公布の日から施行する。

別表(第5条—第7条関係)

事業	補助対象経費	補助金の額
修繕	<p>一次避難所の修繕等に係る工事費であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設のバリアフリー化(出入口のスロープ設置、施設内の段差解消等) ・床(板床を畳ヘリフォーム) ・ライフライン供給設備修繕(電気、水道、ガス発電システム及び非常用発電設備) ・照明設備(LED化) ・耐震化工事 ・感染症予防対策に伴う施設修繕 ・その他施設本体の修繕 	補助対象経費に1／2を乗じて得た額
設備	<p>一次避難所の設備設置に係る工事費であって、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレ(和式を洋式へ交換、障がい者トイレ設置等) ・ライフライン供給設備(電気、水道、ガス発電システム及び非常用発電設備) ・給湯設備(給湯器、風呂及びシャワー) ・照明設備(敷地内の外灯も含む。) ・放送設備(外部スピーカーによる屋内放送及び屋外放送) ・その他避難所として機能するための設備 	補助対象経費に1／2を乗じて得た額

御前崎市一次避難所改修支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

御前崎市長 様

申請者 所 在 地
名 称
代表者氏名
電 話 番 号

下記のとおり事業を実施したいので、御前崎市一次避難所改修支援事業費補助金交付要綱
第8条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

記

1 一次避難所の名称

2 事 業 名

3 交付申請額 円

4 添付書類

- (1) 実施計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 同意書(様式第4号) ※補助対象者の管理する施設でない場合に限る
- (4) その他市長が必要と認める書類

実施計画書

一次避難所の名称	
施設の所在地	
事業の区分	
事業内容	
事業費	円
補助金の額	円
実施予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日

※ 関係書類として、見積書、実施場所の写真、図面等工事の内容が分かる書類を添付すること。

收支予算書

1 収 入

単位：円

項目	金額	積算根拠等
補助金		
自己資金		
その他()		
合計		

2 支 出

単位：円

項目	事業費	補助対象 経費	補助対象 外経費	補助金の 額	積算根拠 (数量・単価等)
合計					

(注1) 支出は、消費税及び地方消費税抜きの金額を記入し、消費税及び地方消費税は二段書きとすること。

(注2) 「積算根拠」は、必要に応じて別紙を作成するなど詳細に記入すること。

同 意 書

年 月 日

御前崎市長 様

施設管理者 一次避難所名
住 所
氏 名
(署名又は記名押印)
電話番号

私が管理する施設を、下記の申請者が御前崎市一次避難所改修支援事業費補助金交付要綱
第4条に規定する補助金対象施設として申請することに同意します。

また、御前崎市一次避難所改修支援事業費補助金に関する手続に関し一任します。

記

(同意内容)

施設所在地	
施設名称	
申請者住所	
申請者氏名	
申請する事業及び内容	

第 号
年 月 日

様

御前崎市長 団

御前崎市一次避難所改修支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった御前崎市一次避難所改修支援事業費補助金として、下記の交付額を決定したので、御前崎市一次避難所改修支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1 一次避難所名

2 事業名

3 補助金交付決定額 円

4 補助金交付の条件

- (1) 対象事業費の20パーセントを超える変更をしようとする場合には、事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第6号)を申請し、市長の承認を受けること。
- (2) 対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、事業中止・廃止承認申請書(様式第6号)を申請し、市長の承認を受けること。
- (3) 対象事業が、予定の期間内に完了しない場合又は対象事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

御前崎市一次避難所改修支援事業変更（中止・廃止）承認申請書

年　月　日

御前崎市長　　様

申請者所在地
名　　称
代表者氏名
電話番号

年　月　日付け　　第　　号により補助金の交付決定を受けた御前崎市一次避難所改修支援事業を下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、御前崎市一次避難所改修支援事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 一次避難所名
- 2 事業名
- 3 補助事業変更（中止・廃止）の内容
- 4 補助事業変更（中止・廃止）の理由

市長の指示がある場合は、関係書類として、変更等の内容が分かる書類を添付すること。

様式第7号(第10条関係)
様式第7号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

御前崎市長 団

御前崎市一次避難所改修支援事業変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった御前崎市一次避難所改修支援事業費補助金の変更（中止・廃止）について、下記のとおり承認したので、御前崎市一次避難所改修支援事業費補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

変更の内容

御前崎市一次避難所改修支援事業費補助金実績報告書

年　月　日

御前崎市長　　様

申請者所在
地名
代表者氏名
電話番号

年　月　日付け　　第　　号により補助金の交付決定を受けた御前崎市一次避難所改修支援事業費補助金について事業が完了したので、御前崎市一次避難所改修支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 一次避難所名
- 2 事業名
- 3 補助金交付決定額　　円
- 4 添付書類
 - (1) 事業実績調書(様式第9号)
 - (2) 収支決算書(様式第10号)
 - (3) 契約書及び領収書の写し
 - (4) 写真(着工前、工事中及び完成)
 - (5) その他市長が必要と認める書類

事業実績調書

一次避難所の名称	
施設の所在地	
事業業者	
事業内容	
事業費	円
補助金の額	円
契約年月日	年 月 日
契約金額	円
事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
施工業者	
住所	
氏名	
(内容)	

収支決算書

1 収 入

単位：円

項目	金額	積算根拠等
補助金		
自己資金		
その他（　）		
合計		

2 支 出

単位：円

項目	事業費	補助対象 経費	補助対象 外経費	補助金の 額	積算根拠 (数量・単価等)
合計					

(注1) 支出は、消費税及び地方消費税抜きの金額を記入し、消費税及び地方消費税は二段書きとすること。

(注2) 「積算根拠」は、必要に応じて別紙を作成するなど詳細に記入すること。

様式第11号(第12条関係)
様式第 11 号 (第 12 条関係)

第 号
年 月 日

様

御前崎市長 國

御前崎市一次避難所改修支援事業費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった御前崎市一次避難所改修支援事業費補助金について、御前崎市一次避難所改修支援事業費補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記の交付額を確定したので通知します。

記

- 1 一次避難所名
- 2 事業名
- 3 補助金交付確定額 円

御前崎市一次避難所改修支援事業費補助金交付請求書

年　月　日

御前崎市長　　様

申請者 所 在 地

名 称

代表者氏名

①

電 話 番 号

年　月　日付け 第　号により補助金交付の確定を受けた御前崎市一次避難所改修支援事業費補助金の交付について、御前崎市一次避難所改修支援事業費補助金交付要綱第12条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 一次避難所名

2 補助金請求額

円

内訳

補助金交付決定額①	既概算払交付額②	差引額①-②=③	備考
円	円	円	

3 支払先

金融機関名	
支店名等	
口座種別	普通・当座
口座番号	
(フリガナ) 口座名義	

御前崎市一次避難所改修支援事業費補助金概算払交付請求書

年　月　日

御前崎市長　　様

申請者 所 在 地

名 称

代表者氏名

(印)

電 話 番 号

年　月　日付け 第　号をもって補助金交付の決定を受けた御前崎市一次避難所改修支援事業費補助金の概算払を受けたいので、御前崎市一次避難所改修支援事業費補助金交付要綱第12条第4項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 一次避難所名

2 補助金請求額

補助金交付決定額	円
概 算 払 請 求 額	円

3 支払先

金融機関名	
支店名等	
口座種別	普通・当座
口座番号	
(フリガナ) 口 座 名 義	

様式第14号(第14条関係)
様式第14号(第14条関係)

御前崎市一次避難所改修支援事業財産処分申請書

年　月　日

御前崎市長　　様

申請者所在地
名　　称
代表者氏名
電話番号

御前崎市一次避難所改修支援事業費補助金交付要綱第14条第2項の規定により下記のとおり財産処分の申請をします。

記

1 交付決定番号　　年　月　日付け 第　　号

2 処分する財産

3 処分の方法

該当する項目を○で囲んでください。

売却	譲渡	交換	貸与	破棄	その他 ()
----	----	----	----	----	---------

4 処分の時期　　年　月　日

5 処分の理由

様式第15号(第14条関係)
様式第15号(第14条関係)

第 号
年 月 日

様

御前崎市長 団

御前崎市一次避難所改修支援事業財産処分承認通知書

年 月 日付けで申請のあった御前崎市一次避難所改修支援事業財産の処分については、下記のとおり決定したので、御前崎市一次避難所改修支援事業費補助金交付要綱第14条第3項の規定により通知します。

記

1 処分の可否 可 · 否

2 処分する財産

3 処分の方法

4 処分の時期

5 処分の条件
